川口市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金Q&A

番号	質 問	回 答
1	申請受付開始前に行った事業は補助対象外になるのか。	令和7年4月1日以降に行った事業であれば対象になります。
2	交付申請時点で休止中または廃止している事業所も申請は可能か。	申請できません。
3	川口市以外の自治体で運営している事業所も申請は可能か。	申請できません。川口市内の事業所のみが対象です。
4	他の補助金と重複して交付を受けることは可能か。	国や他自治体または川口市の他の補助金を受け取っている場合は、対象外になります。
5	法人で複数の事業所を運営している場合、まとめて申請することは可能か。	複数事業所を一括で申請することはできません。1事業所ごとに申請してください。
6	ひとつの事業所が複数回申請することは可能か。	同一事業所による複数回の申請はできません。
7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと夜間対応型訪問介護サービスを一体的に提供しているが、ふたつの事業所として申請することは可能か。	ひとつの事業所扱いになります。
8	補助金の申請後に事業内容等の変更が生じた場合、変更することは可能か。	可能です。様式第3号の申請書を提出してください。ただし、交付申請額の増額はできません。
9	補助金の交付決定後に申請を取り下げることは可能か。	可能です。事前連絡のうえ、様式第3号の申請書を提出してください。
10	消費税は補助対象か。	消費税および地方消費税相当額は補助対象外です。
11	消費税は補助対象外とあるが、領収書に消費税込みの金額が記載されている場合はどうすればよいか。	消費税を除いた金額を計上してください。領収書の提出が必要な場合は、消費税込みのもので問題ありません。
12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの看護職員について、対象になるのか。	訪問介護員として訪問介護サービスを提供する場合は、対象になります。
13	研修体制の構築の支援について、外部研修の参加費は補助対象か。	事業所が主体的に実施する研修のほか、外部研修への参加費も対象になります。
14	研修体制の構築の支援について、事務職員の研修は補助対象か。	原則、訪問介護員が対象ですが、訪問介護員の資質向上や定着促進に繋がると認められる内容であれ ば事務職員も対象になる場合があります。事業計画書および実績報告書に、その旨がわかるよう記載 して提出してください。
15	研修体制の構築の支援について、定期的に行っている研修の受講者にかかる受講 時間の賃金は補助対象か。	対象外です。
16	同行支援について、「経験年数が短い」とは、どの程度の期間をさすのか。	訪問業務に従事した期間が1年未満をさします。ただし、通算1年以上従事していても、現在勤務している事業所における従事期間が1年未満かつ、直近の勤務が3年以上前であれば対象とします。 例
17	同行支援について、サービス提供以外の同行は補助対象か。	対象外です。介護報酬における訪問介護業務に該当する同行のみが対象になります。
18	同行支援について、国の要綱では「1人につき30回まで」となっているが、川口市の要綱では「1事業所当たり30回まで」になっているのはなぜか。	予算の範囲内でより多くの事業所が補助金を活用できるように、事業所単位で制限をしています。
19	事業の予算額に達した場合、補助金申請受付は終了するのか。	予算額に達した場合は、受付期間内であっても申請受付を終了する場合があります。